

食安輸発0524第2号  
平成25年5月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産ウーロン茶及び緑茶のプロファム並びに米国産ルタバガのピフェントリン)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年5月23日付け食安輸発0523第4号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、中国産ウーロン茶及び緑茶並びに米国産生鮮ルタバガにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

なお、中国産ウーロン茶及び緑茶のプロファムについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いいたします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成25年5月24日	中国	ウーロン茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロファム)	KUNSHAN GINKAI FOOD CO., LTD
平成25年5月24日	中国	緑茶及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロファム)	KUNSHAN GINKAI FOOD CO., LTD
平成25年5月24日	米国	ルタバガ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピフェントリン)	INTERNATIONAL PRODUCE GROUP